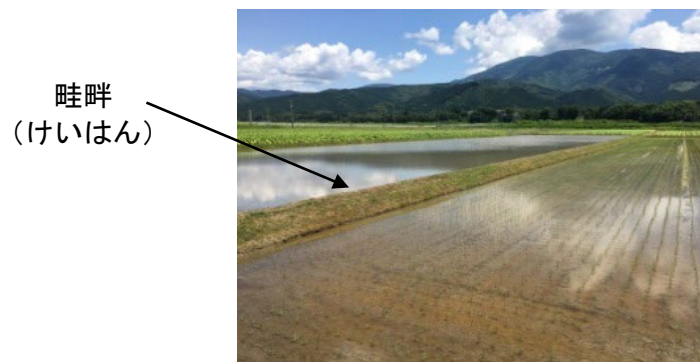


水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

○ H28.4 予算執行調査の開始

○ H28.6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき



交付対象となっていた水田
(畦畔はない)

○ H29.1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定
 - ① 湛水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
- ⇒ 要綱に反映 (H29.4月1日付け政策統括官通知)

○ R3.12 R3.12に決定した方針

- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・ 現況において非農地に転用された土地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
 - ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地

[令和3年12月に決定した方針]

- ・ 5年間に一度も水張り（水稻作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日 (参)農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルールの具体化

[令和4年秋に具体化された内容]

- ・ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。
 - ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
 - ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。
- ・ 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。
 - ① 湛水管理を1か月以上行う
 - ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

令和5年産 水田活用予算に係るQ & A

- ・ 水田活用の直接支払交付金（R5当初）
- ・ 畑地化促進事業（R4補正）

1. このQ & Aは現時点における方針・考え方を整理したものです。令和5年度予算は、通常国会での審議を経て成立するものであるため、今後、交付要件を含めて変更等があり得ます。
2. 当省においては、このQ & Aを含め、可能な限り早期の情報提供に努めてまいりますので、今後変更等があり得ることも前提にしつつ適宜、地域段階や現場段階への説明や推進活動を始めていただきたいと思いますと考えています。

令和5年1月
農産局企画課水田農業対策室

<赤枠分のみ抜粋>

目次

1 産地交付金関係

- 1 産地交付金の当初配分（基礎配分）の考え方いかん。

2 飼料用米・米粉用米関係

- 2-1 令和6年産以降、飼料用米の多収品種には、都道府県知事による特認品種も含めるのか。
- 2-2 米粉用米の専用品種の定義いかん。
- 2-3 飼料用米の申請項目の変更により、飼料用米は実際にふるう必要があるのか。

3 交付対象水田関係

- 3-1 一定期間の水張りの確認にあたっては、どのような状態であれば湛水していると認めるのか。
- 3-2 湛水状態における水深等の詳細な基準はないのか。
- 3-3 水を張る時期や水張りの確認方法に関する考え方いかん。
- 3-4 災害復旧に関連する事業が実施されている場合は、交付対象水田から除外されないとのことだが、災害発生以降まだ災害復旧事業が開始されておらず水稲作付ができない場合の扱いいかん。
- 3-5 5年水張りルールについて、水稲生産に係る育苗ハウスの設置されているほ場（交付対象水田）は、5年に一度の水張りを行わない場合、交付対象水田から除外されるのか。
- 3-6 育苗ハウスのある交付対象水田を、作物が作付けされた他の交付対象水田と合筆したうえで、作物作付け部分のみに水張りを行った場合、合筆後の交付対象水田全体で水張りを行ったものとみなすことは可能か。

4 畑地化促進助成関係

- 4-1 「畑地化促進事業（令和4年度補正予算）」に加え、当初予算でも「畑地化促進助成」を計上する理由いかん。
- 4-2 令和6年度以降の畑地化支援の単価いかん。高収益作物の畑地化支援単価は17.5万円が継続されるのか。

5 その他（畑地化促進事業関係）

- 5-1 畑地化促進事業を措置した狙いいかん。
- 5-2 畑地化支援は、従来の水田活用の直接支払交付金における「畑地化支援」と要件・単価の変更はあるのか。
 - 5-2-1 畑地化支援の「団地化要件」はどのようなものか。
 - 5-2-2 畑地化支援における「おおむね団地化した畑地」は、どのような基準で判断するのか。面積要件はないのか。
- 5-3 畑地化支援は、地目の変更も求められるのか。
- 5-4 畑地化支援は、土地所有者も活用可能か。
- 5-5 要望調査の期間中に、土地所有者や土地改良区等との調整が終わらない場合、本事業は活用できないのか。
- 5-6 耕作者と土地所有者との合意が得られないまま、耕作者の独断で畑地化（交付対象水田から除外）の取組を行った場合、土地所有者とトラブルになるのではないか。
- 5-7 畑地化支援は、畑地化の取組後5年間の途中で耕作者や所有者が変更となった場合も、当該5年間は水稲以外の販売作物を作付ける要件は

	問	答
3-1	一定期間の水張りの確認にあたっては、どのような状態であれば湛水していると認めるのか。	<p>1 水田機能の確認方法は、現行の要綱に明記されているとおり、水稲作付けにより確認することを基本としています。その上で</p> <p>① 湛水管理を1か月以上行い、</p> <p>② 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できれば、水張りを行ったとみなすこととしています。</p> <p>2 このうち、水張りの期間については、天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水状態が持続される期間として1か月以上とすることとしています。</p> <p>3 なお、1か月以上としているのは、既往の研究結果により、1～4か月程度の湛水状態で病害虫密度の低減効果（連作障害の軽減効果）が発揮されるとされていることに加え、水稲作付けが可能な状態であることを客観的に示す最低限の期間として、1か月以上という期間を設定しているところです。</p>
3-2	湛水状態における水深等の詳細な基準はないのか。	<p>具体的な湛水の基準はありませんが、水張りは、現行の要綱に明記されているとおり、水稲作付けにより確認することを基本としていることから、水稲作付けの場合と同等の湛水管理を行っていただくことが基本です。</p>
3-3	水を張る時期や水張りの確認方法に関する考え方がいかに。	<p>1 水張り時期に具体的な時期の指定はありません。水を張る場合の順番や期間については、現場において十分に検討いただきたいと考えています。</p> <p>2 また、水田機能の確認は、従来どおり地域農業再生協議会において行っていただきます。（必要に応じて、地方農政局等が指導・助言を行います。）確認の時期については、令和4年度以降の5年間に1回、地域における輪作体系を踏まえ、適切なタイミングで実施してください。</p>

	問	答
3-4	<p>災害復旧に関連する事業が実施されている場合は、交付対象水田から除外されないとのことだが、災害発生以降まだ災害復旧事業が開始されておらず水稲作付ができない場合の扱いいかん。</p>	<p>1 基本的に災害発生から災害復旧事業完了までの間は、物理的に水稲作付が困難であることが想定されますので、災害復旧に係る特例が適用されます。これには東日本大震災に関連する原子力災害によって営農再開できない農地等も含まれます。</p> <p>2 一方、農業者個人や地域としての判断で、水稲作付に必要な用水路等の復旧を行わないことを選択している場合もありますので、その場合はケース毎に判断をしていくことになります。</p>
3-5	<p>5年水張りルールについて、水稲生産に係る育苗ハウスの設置されているほ場（交付対象水田）は、5年に一度の水張りを行わない場合、交付対象水田から除外されるのか。</p>	<p>育苗ハウスの設置の有無にかかわらず、交付対象水田は、5年間に一度の水張りを行わない場合、交付対象水田から除かれることとなります。</p>
3-6	<p>育苗ハウスのある交付対象水田を、作物が作付けされた他の交付対象水田と合筆したうえで、作物作付け部分のみに水張りを行った場合、合筆後の交付対象水田全体で水張りを行ったものとみなすことは可能か。</p>	<p>交付対象水田の水田機能は、一筆ごとに確認することとなります。そのため、ほ場全体ではなく部分的に湛水した場合は、「水張り」とは認められません。</p>